

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（164号）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2021年4月1日号）

小田中 聡樹（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は前号に続き、2018年5月の2回目です。「働き方改革」について検討します。その後、原発・核条約の冒頭部分に入ります。）

第1章 改憲の動きと人民の対抗（前号163に掲載済み）

第2章 北朝鮮問題と憲法9条（前号163に掲載済み）

第3章 「働き方改革」（今号に掲載）

## I 国会審議入りと野党の対策

（1）①通常国会は、2018年5月8日に19日ぶりに法案審議に入った。これに伴い、「働き方改革」関連法案（本法案）審議が焦点となった（5月10日朝日新聞）。

なお、本法案の経緯、内容、要点と狙いについては、本稿2018年3月分（2021年の161号に於いて述べたので参照のこと）。

②立憲民主党と国民民主党は、概略次のような「対策」を提出した（前掲朝日新聞）。

政府の働き方改革関連法案と

野党の対案との主な違い

政府案	立憲民主党案	国民民主党案
残業時間尾の罰則付き上限規制		
繁忙月の上限は月100時間未満。 2～6カ月平均は月80時間以内	繁忙月の上限は月80時間未満 2～6カ月平均は月60時間以内	残業時間の上限は政府案と同じ。
高度プロフェッショナル制度		
年収約1千万円超の高度な専門職を対象に本人の同意などを条件に労働時間規制から外す	導入しない。 （記載なし）	導入しない。 （記載なし）
裁量労働制		
対象業務の拡大や対象者への健康確保措置の強化を含む内容を法案から全面削除	現行制度の対象者への健康確保措置を強化し、制度を適用できる労働者の要件を厳格化	健康確保措置の強化や適用要件を厳格化。違反企業に一定期間制度の利用をやめさせる。

③④2018年5月11日、共産党は「『働き方改革』大改革を止めさせ、まともな働き方改革を実現するため」と題する対案「労働基準法等改正大綱」（改正大綱）を発表した（5

月12日赤旗)。

そのポイントは、次の通りである。

- 高度プロフェッショナル制度の削除。企画業務型の廃止など裁量労働制を見直す。
- 残業時間上限を月45時間、年360時間とし、連続11時間の休息時間を確保
- 実労働時間を正確に把握・記録させ、サービス残業代は2倍にする。
- パワハラ・セクハラへの規制強化。
- 同一労働同一賃金と均等待遇を明記し、正規と非正規、男女の格差をなくす。
- 雇用対策法改定案から「生産性の向上」「多様な就業形態の普及」を削除し、雇用対策法を変質させない。

①この改正大綱は、「働き方改革」一括法案の対極に立って働く人の権利を擁護する対案だと私は考えるので、同対案につき赤旗の主張を全文引用することとする(赤旗5月13日)。なお、番号は小田中が付した。

#### 【まともな働き方改革の実現を】

安倍政権が、今国会の最重要法案と位置づける「働き方改革」一括法案の審議入りを強行し、法案成立へ向けた動きを急速に強める中、日本共産党は『「働かせ方」大改悪をやめさせ、まともな働き方改革を実現するために』と題する労働基準法等改正大綱を発表しました。労働時間規制を完全になくす「高度プロフェッショナル制度」(残業代ゼロ法案)導入や過労死水準の残業を合法化する政府の大改悪案への対案であるとともに、働く人を守る立場から本物の働き方改革の実現へ向けた具体的で積極的な提案です。

#### 【「高プロ」制度は削除】

①改正大綱は「高度プロフェッショナル制度」を一括法案から削除することを提起しました。同制度は、週休2日にあたる年間104日の休みさえあれば、24時間労働を48日間連続させても違法にならず、文字通り過労死を促進・合法化するものです。8時間労働制を根底から覆すとんでもない仕組みの導入など絶対に許されません。

②裁量労働制の抜本的な見直しは焦眉の課題です。裁量労働制は、実際に働いた時間と関係なく事前に定めた時間を働いたとみなす「みなし労働時間制」を採用しています。そのため、実際の労働時間の把握が事実上不可能で、長時間労働の温床となっています。

なかでも企画業務型裁量労働制は、不動産業、保険業などを中心に、営業職や一般職に違法に適用する動きが広がり、大問題になっています。「企画型」裁量制はきっぱり廃止し、「専門業務型」は業務を限定するなど要件と運用を厳格化することが急務です。

③政府案が「月100時間未満」「2～6ヵ月平均で月80時間」という過労死水準の残業時間を法的に容認していることに、全国過労死を考える家族の会などから厳しい批判が上がっています。いま必要なのは、残業時間の上限基準として、週15時間、月45時間、年360時間と定めている「労働省告示154号」に法的拘束力を持たせることです。この上限時間を労働基準法に明記し、例外なくすべての労働者に適用することは、国民の願いに沿ったものです。

④1日の労働が終わり、次の労働の開始まで連続11時間の休息時間(勤務間インターバル)を確保することを欧州連合(EU)は法制化しています。これを労基法に書

き込む改正は欠かせません。使用者に実労働時間の正確な把握・記録を義務付けます。

「サービス残業」の残業代を2倍にすることは長時間労働を抑止する力です。

⑤正規と非正規の格差是正について、政府案が「人材活用の仕組み」などによる賃金格差は容認しているのに対し、改正大綱は同一労働同一賃金と均等待遇の原則を労基法などに明記し、正規と非正規、男女の格差をなくすことを打ち出しています。

⑥パワハラ行為とセクハラ行為の防止と

## II 「働き方改革」一括法案の廃案運動

(1) ①2018年5月2日、雇用共同アクション(全労連、全労協、日本マスコミ文化情報労組会議など)は、衆議院議員会館前で、「働き方改革」一括法案の審議強行に抗議する緊急行動を行った。

全労協の柚木常任幹事は、“正常な審議できる状況を整えることこそ与党のすべきことだ”と強調し、全労連の橋口事務局長代行は、“野党を抜きにした「名ばかりの審議」だ”と批判し、残業代ゼロ制度(高度プロフェSSIONナル制度)の導入阻止を訴えた(5月3日赤旗)。

②2018年5月11日、雇用共同アクションは、衆議院第2議員会館前で「働き方改革」一括法案の徹底審議と廃案を求めて行動した(5月12日)。

全労連の岩橋副議長は、“改ざん・隠蔽・ねつ造が問題となっている政権に、そもそも法案を提案する資格はない。国会を世論で包囲し、徹底審議のうえ廃案に追い込もう”、と呼びかけた。

③なお、5月15日、厚労省は、全1万1575事業所のうち2割強に当たる249

厳格な規制のために労働衛生法や男女雇用機会均等法を改正することが急がれます。

### 【一括法案廃案へ力を合わせ】

⑦8時間働けばふつうに暮らせる社会をつくるため、まともな働き方改革こそ必要です。安倍政権の法案は、これに真っ向から逆らう「働かせ方大改悪」にほかなりません。野党、労働組合など諸団体、市民が力を合わせ、一括法案を廃案に追い込むときです。

2事業所のデータを削除した、とした。

このデータ削除により、「働き方改革」一括法案の基礎の信憑性は失われたのである。

④5月16日、全労連や全労協など「雇用共同アクション」は、国会議員会館前で反対・抗議行動を行った(5月17日赤旗)。

主催者あいさつをした柚木全労協常任幹事は、“与党は今週中にも同法案を通そうとしている、絶対に認めるわけにいかない、必ず廃案にしよう”、と述べた。

⑤5月16日、全国過労死を考える家族の会、日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議は、記者会見し、共同声明“労働時間規制を破壊し働かせ放題の「高プロ」導入に反対する”と発表した(5月17日赤旗)。

全国過労死を考える家族の会の寺西代表は、高プロ制度につき“確実に過労死が増える制度です。これ以上死人をつくらないで下さい。苦しむ家族を増やさないで下さい”、と述べた。

⑥5月17日、自由法曹団は、「働き方改革」一括法案の撤回を求める声明を発表し

た（5月19日赤旗）。

“厚生労働省が2割強の労働時間データを削除したことについて「一括法案が誤った労働時間データに基づいて策定された法案であり、立法の基礎を欠き、そもそも国会の提出自体が許されない」と強調。調査した労働基準監督官が「ずさんな調査」と自認していることから、残る8割のデータにも虚偽データが歴大に存在すると考えられる、一括法案を直ちに撤回し、労働政策審議会の審議からやり直すことを強く要求する”、としている。

⑦5月19日、日本労働弁護団は、衆院第二議員会館前で緊急行動を実施し、1000人が参加した（5月20日赤旗）。

棗幹事長は、「高プロは、労働政策審議会で労働者側が反対し、過労死遺族や法律家団体も反対している。世論調査で7割の企業も要らないといっている。一致団結して阻止しよう」と訴えた。

全労連の伊藤雇用・労働法制局長は、「高プロは、労働時間規制に穴をあける。労働者に裁量もない。一定額で働かせ放題になる現代の奴隷制だ」と強調した。

全国ユニオンの鈴木会長は、「安倍首相に現場で苦しむ労働者の実態を突きつけよう」と呼びかけた。

全労協の中岡事務局長は、「企業が世界で一番活躍しやすい国にするために、労働時間規制を破壊しようとするのは許せない」と訴えた。

東京過労死を考える家族の会の渡辺さんは、「夫が過労死したとき、会社は“裁量労働制だった”と言い訳した。高プロも、過労死を労働者の自己責任にする逃げ道をつくる」と批判した。

⑧5月21日、自民・公明・日本維新の会・希望の4党が「働き方改革」一括法案につき「修正」で合意した（5月22日朝日・赤旗）。

「修正」の主な内容は、高プロ適用の労働者が解除できる、とした点である。

しかし、この「修正」は修正といえる代物ではない。なぜなら、高プロ制度＝過労死増加制度の適用を労働者の責任に転嫁するものだからである。

⑨5月22日、「働き方改革」一括法案の強行採決阻止を訴える集会（日本労働弁護団主催）が日比谷野外音楽堂で開かれた（5月23日赤旗）。

5野党（立憲民主・国民民主・自由・社民・共産）と労組、過労死遺族、弁護士など1800人が参加し、「高プロを廃案に」と訴えた。

この集会で行われた主催者あいさつとスピーチとを書き記す（5月24日赤旗）。

⑩徳住日本労働弁護団会長：「働き方改革」法案には高度プロフェッショナル制度という猛毒が含まれている。一定の報酬を払えばいくらでも働かせることができる。時間管理もしなくていい。過労死・過労自殺が増えることは明らかだ。

労働基準法の労働時間法制を溶かしてしまふ悪法を、十分な議論をしないで採決することは断固として許せない。

強行採決を絶対に阻止して、高度プロフェッショナル制度を廃案に追い込もう。

⑪寺西全国過労死を考える家族の会代表 寺西：私たちは、普通の家庭の人間です。しかし、大切な家族を過労死で亡くしたことによって、いちばん過労死をなくしたい考えを持つようになりました。

まじめに働く人が命まで奪われる。そん

な日本でいいわけはありません。国民の命を守る法律をつくらなければならないのに、逆に命を奪っていい法律をつくろうとしている。

働く人の命を奪うような法律は絶対につくらないでください。強行採決という暴挙を許してはなりません。

**◎浅倉かえせ☆生活時間プロジェクト発起人**：生活時間という観点から労働時間を見直そうと取り組んでいるが、生活する時間を奪っているのが長時間労働だと考えており、高度プロフェッショナル制度の導入には反対だ。労働時間も上限規制も規制強化といえないお粗末な水準だ。

生活時間を確保するためには、一日の最低労働時間、最低労働時間を規制することが最重要課題だ。まやかしの「働き方改革」ではなく、本当の意味で労働時間を問い直す議論を巻き起こしたい。

(2) ①5月25日、衆院厚生労働委員会は、「働き方改革」一括法案を自民・公明・日本維新の会の賛成で強行可決した(5月26日朝日・赤旗)。

②この暴挙に対する抗議の談話・声明のうちのいくつかを記す。

④5月25日、全労連は、強行採決に抗議し廃案を求める橋口事務局長代行の談話を発表した(5月27日赤旗)。

〈強行採決満身の怒り・・・働き方法案、全労連が談話〉

8本もの法律を一括し、多くの論点があるにもかかわらず、「与党は議論を尽くさずに審議を打ち切った」。すべての労働団体や法曹関係者、過労死を考える家族の会などが反対する「高度プロフェッショナル制度」を含む法案を、拙速審議で強行採決したこ

とに「満身の怒りを込めて強く抗議する。

労働者に24時間働くことを48日間連続で命令しても合法となる高プロの削除と、過労死ラインの水準に設定された時間外労働の上限引き下げを求める。

2割もの異常値が発覚した調査データや捏造データに基づいており、立法事実の信頼度が疑われる。「同一労働・差別賃金」や「非雇用型就労の普及」など、格差と貧困を広げる内容だ、法案反対の共同を広げて廃案を勝ち取るために奮闘しよう(5月26日赤旗)。

〈「働き方」法案強行に抗議・・・労組・団体が声明・談話〉

北口全労連非正規センター代表の声明は、法案では「同一労働同一賃金」の規定はなく、審議されていないにもかかわらず「審議は尽くした」と採決を強行した。

赤塚民放労連委員長の談話は、「残業代ゼロ」である「高度プロフェッショナル制度」(高プロ)について、すべての労働時間規制を撤廃し、企業の残業代支払い義務を免除するものだ。

小林日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)議長の声明は、高プロで際限のない長時間労働が促進される。労働者の利益になるところは一つも見当たらない。

船尾自由法曹団団長の声明は、高プロについて、審議で「48日間連続で毎日24時間、合計1152時間働かせることができることが明らかになった。

柴田日本婦人団体連合会会長の談話は、「女性の活躍」を推進するのであれば、長時間労働をなくすことだ。「高度プロフェッショナル制度」の創設をやめ、残業の上限は「月45時間、年360時間」とすべきだ。

「多様な働き方」の名で非正規労働の拡大をねらうとともに、正規・非正規の格差が固定化され、改善は望めない。

(3) ①「働き方改革」一括法案は、2018年5月31日衆議院で自民・公明・維新の会などの賛成で可決された(6月1日赤旗)。

## 第四章 原発と核条約批准

### I 原発再稼働をめぐる動き

#### (1) 東電・福島事故公判

①②周知のように2011年3月東日本大震災が発生し、その影響で福島第一原発事故が発生した。この事故の刑事責任を問われ業務上過失致死傷罪で強制起訴(検察審査会による起訴)されたのが、3被告である。勝俣元社長、武黒・武藤副社長。

起訴状は、3被告は、津波の襲来で事故が発生する可能性を予見できたのに、運転停止を含む防護措置を怠り、漫然と運転を継続。長時間の避難を余儀なくされた双葉病院(福島県大熊町)の入院患者ら44人を死亡させた、などとするものである(5月2日赤旗)。

その裁判が2017年6月から東京地裁で開かれ、元社員(同社で事故前に津波対策を担当していた社員と、その上司の管理職元社員)への証人尋問が5回行われた。

③争点は、次のような点である(以下5月1日朝日、5月2日赤旗)。

④大津波(事故につながる)を予見できたか。⑤対策をとっていれば事故を防げたか。

⑥その焦点となるのが、地震予測「長期評価」であり、これを社内でどう取り扱っていたか、である。「長期評価」(政府の地震調査

また6月29日参議院で自民・公明・維新の会の賛成で可決され、成立した(6月30日朝日・赤旗)。

⑦「働き方改革」が今後の日本社会に与える影響については6月分の中で述べることにしたい。

研究推進本部)は、太平洋の日本海溝沿いの三陸沖北部から房総沖でマグニチュード8クラスの大津波を伴う地震の可能性を指摘していたからである。

⑧証人の社員は、「長期評価」の見解を取り入れるべきだと考え対策を実施すべきだと感じ、その理由や津波対策工事の検討内容を武藤副社長に報告した。ところが同副社長からは、理由も示さずに津波対策は「保留」になり「研究を継続する」と言い渡された。「予想もしなかった結論で、力が抜けた」と述べた。

では何故経営陣が「保留」としたのかは今後の裁判の「焦点」となる(後述)。

⑨5月9日、第11回公判に於いて、島崎東大名誉教授(長期評価をまとめる部会長)は次のように証言した(5月10日赤旗)。

”三陸沖北部から福島県沖を含む房総沖の海溝寄りのどこでもマグニチュード8クラスの津波地震が今後30年以内に発生する可能性が20%とした「長期評価」は、「十分注意すべき大きさの確率だ」と指摘した。公表前に防災担当の内閣府から「公表すべきでない」と圧力を受け修正を求められた際に「反対だ」と意見を述べたこと。国

の防災会議が「長期評価」とはまったく異なる内容の地震予測を「強引に」発表したことを述べた。そして、「(長期評価に沿って) 防災対策が取られれば、原発事故は起きなかったと思う」、と述べたのである(5月10日朝日・赤旗)。

#### (2) 大飯4号機再稼働への抗議

①2018年5月9日、関西電力は、大飯原発4号機(福井県)を4年8ヶ月ぶりに再稼働した(九州電力も玄海4号機(佐賀県)を再稼働させることを準備中)。

②経産省(政府)も再稼働をプッシュしている。政府の改定予定のエネルギー計画の骨子案では、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、2030年度までに電源に占める原発比率を20~22%にする目標も維持し、その達成には30基ていどの再稼働が必要となる計算となるとしている(5月10日朝日新聞)。

③大飯再稼働に抗議する行動が現地福井市で展開された。「原子力発電に反対する県民会議」や原発問題住民運動県連絡会など5団体でつくる「オール福井反原発連絡会」の呼びかけで抗議の行動が行われた。おおい町では約100人がデモ行進や発電所ゲート前の抗議行動を行い、関西電力に対し再稼働の中止と原発の全廃を求める申し入れ書を提出した(5月10日赤旗)。

④大飯原発再稼働への抗議行動は5月9日国会前でも行われた(主催・さよなら原発1000万人アクション実行委員会)。

NPO法人日本消費者連盟の富山代表は、「放射性廃棄物問題など、原発をこの地球上で動かす論理は破綻している。これ以上、原発のある社会はいらない」と訴えた。そし

て”福島での事故をまったく意に介さず再稼働を進める政府を断じて許すわけにはいかない”と述べた(前掲赤旗)。

#### (3) 泊・柏崎・刈羽・島根原発の再稼働への動きと抗議

①2018年10月5日、「泊原発を再稼働するな! させるな! 北海道大行進」(泊原発を再稼働させない北海道連絡会)は、札幌市内で抗議のパレードを展開した。

「shut(閉鎖)泊」の川原共同代表は、次のように呼びかけた(10月6日赤旗)。

「規制委員会からもだめおしされ、再稼働の見通しがたたない泊原発。『このまま稼働せず廃炉に』が道民の強い願いです。再稼働させない運動をさらに広げよう」と。

②②018年5月17日、藤野議員(共)は、衆議院原子力問題調査特別委で、柏崎刈羽原発6,7号機(新潟県)の設置変更許可を取り消すよう求めた。

その理由は、「原子力規制委は昨年(2017年)末に柏崎刈羽原発6,7号機が新規制基準に適合しているとして許可申請を許可した。その後に東京電力は重要な施設が液状化の影響を受けて損傷する可能性を認めた。となると許可の前提が崩れたことになる」として藤野議員はこの点を指摘して許可を取り消すよう更田原子力規制委員長に求めたのである。

これに対し、更田委員長は、「設置許可段階で確認するのは基本方針だ。詳細設計に関しては後段の工事計画認可で確認する」として根拠を示さずに「前提は変わっていない」として許可取り消しを否定した(5月18日赤旗)。

(以下次号)